

IV 各機関・団体における支援業務

- ※ ・**網掛け**がしてある**支援・制度**は、犯罪被害者等に特化した支援・制度です。
 ・(対象要件等)の記載がないものは、犯罪被害者等全ての方が対象となります。

1 総合的な対応

- | | |
|-------------------------------------|----|
| (1) 広島県 | 56 |
| (2) 県内市町 | 58 |
| (3) 広島県警察 | 65 |
| (4) 第六管区海上保安本部 | 70 |
| (5) 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所） | 71 |
| (6) 公益社団法人 広島被害者支援センター | 73 |

(1) 広島県

犯罪被害者等支援に関する施策を推進し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内や必要に応じて庁外の関係機関・団体の支援内容・連絡先等の情報提供や橋渡しを行っています。

【相談電話窓口】

名 称	電話番号	受付時間
広島県犯罪被害者等支援電話相談 (公益社団法人広島被害者支援センター)	082-544-1110	月～土曜日 9:00～17:00 (祝日, 8/13～16, 12/28～1/4 を除く)

二次被害防止・軽減支援金

重大な犯罪被害等に遭われた方又はそのご家族が報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱する場合、県が費用の一部を支援します。

【対象要件等】

次の全ての要件を満たす支給対象者

- ① 申請時点で県内に在住している
- ② 報道機関による取材対応等を弁護士に委嘱した方

【窓 口】

環境県民局県民活動課 電話 082-513-2744

■ 広島県 環境県民局 県民活動課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2744 FAX 082-227-2549

ホームページ 犯罪被害者等支援サイト

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/higaisha/>

(広島県) <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

県営住宅に関する支援

犯罪被害者等が県営住宅の入居募集に応募した場合に優先的に入居できる制度があります。

犯罪被害者等の県営住宅への優先入居	
	<p>犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。</p> <p>【対象要件等】 下記のいずれかに該当することが客観的に証明できる方</p> <p>① 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった方</p> <p>② 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方</p> <p>【窓口（相談のみ）】 土木建築局住宅課 電話 082-513-4171</p> <p>【窓口（相談・申請）】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
犯罪被害者等の県営住宅への一時入居	
	<p>犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等（配偶者からの暴力被害者等を除く。）が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。</p> <p>ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。</p> <p>【対象要件等】 上記「犯罪被害者等の県営住宅への優先入居」と同じ。</p> <p>【窓口（相談・申請）】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居	
	<p>配偶者からの暴力被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた方も含みます。）が県営住宅の入居募集に応募した場合に、当選率を「一般世帯」の2倍にします。</p> <p>【対象要件等】 下記のいずれかに該当する方</p> <p>① 配偶者暴力防止等法による配偶者暴力相談支援センター又は婦人保護施設において保護を受けてから5年以内の被害者</p> <p>② 配偶者暴力防止等法に基づき配偶者に対し裁判所から接近禁止命令又は退去命令が出されてから5年以内の被害者</p> <p>【窓口】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>
配偶者からの暴力被害者の県営住宅への一時入居	
	<p>配偶者からの暴力により従前の住宅に居住することが困難となった被害者等が住宅に困窮する場合に、提供可能住戸があるときに限り、公募によらないで県営住宅への入居を許可します。</p> <p>ただし、入居期間は原則として1年間を超えない期間です。</p> <p>【対象要件等】 上記「配偶者からの暴力被害者の県営住宅への優先入居」と同じ。</p> <p>【窓口】 県営住宅指定管理者 P58 の【窓口（相談・申請）】参照</p>

【窓口（相談・申請）】

県営住宅の所在地	窓 口（指定管理者）	電話番号
広島市中区・東区・南区・西区	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	082-261-7907
広島市安佐南区・安佐北区		082-261-7819
安芸郡海田町・熊野町・坂町 （平成ケ浜住宅を除く）		082-889-5544
平成ケ浜住宅〔安芸郡坂町〕	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店	082-846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	0829-34-0140
呉市	ビルックス株式会社	0823-74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所	082-424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター	0848-61-2215
尾道市		0848-24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター	084-973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ	0824-62-6575

私立高等学校等の授業料等の軽減・奨学金

県内私立高等学校等の在校生の保護者が、経済的な理由により学資負担が困難になった場合は、授業料等や入学金が軽減される制度があります。

なお、申込の窓口は各私立高等学校等になります。

※ 高等学校等奨学金については、「(51) 教育委員会」(P124, 125)を参照

【窓 口】

- ・在学している私立高等学校等
- ・環境県民局学事課 電話 082-513-2755

(2) 県内市町

犯罪被害者支援施策を担当する部署において、犯罪被害者等への相談業務や、各種支援に関する情報提供、県民理解増進のための広報・啓発等を行っています。

〈市町犯罪被害者等支援総合対応窓口〉

市町名	名 称	電話番号	受 付 時 間
広島市	市民安全推進課 (支援施策担当課)	〒730-8586 広島市中区国泰 寺町 1-6-34 082-504-2714	
	犯罪被害者等総合相談窓口 (市民局市民安全推進課内)	082-504-2722	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始及び8月6日を 除く)
呉市	人権・男女共同参画課	0823-25-3476	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
竹原市	地域づくり課	0846-22-7736	
三原市	人権推進課	0848-67-6044	
尾道市	人権男女共同参画課	0848-37-2631	
福山市	人権・生涯学習課	084-928-1243	
府中市	総務課	0847-43-7212	
三次市	危機管理課	0824-62-6116	
庄原市	危機管理課	0824-73-1206	
大竹市	自治振興課	0827-59-2145	
東広島市	人権男女共同参画課	082-420-0927	
廿日市市	人権・男女共同推進課	0829-30-9136	
安芸高田市	人権多文化共生推進課	0826-42-5630	
江田島市	人権推進課	0823-43-1635	
府中町	自治振興課人権推進室	082-286-3165	
海田町	社会福祉課	082-823-9207	
熊野町	生活環境課	082-820-5606	
坂町	民生課	082-820-1505	月～金曜日 8:30～17:30 (祝日・年末年始を除く)
安芸太田町	住民課	0826-28-2116	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
北広島町	町民課 人権・生活総合相談センター	050-5812-5020	
大崎上島町	住民課	0846-65-3113	
世羅町	総務課	0847-22-1111	
神石高原町	総務課	0847-89-3330	

各種支援制度 ※窓口の記載がないものは、各市町担当課（P144～の一覧を参照）

①	<p>遺族基礎年金</p> <p>国民年金に加入中の方又は老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方等が死亡したとき、死亡した方に生計を維持されていた子のある配偶者又は子に支給されます。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>国民年金の被保険者が死亡したとき、又は国民年金の被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が死亡したときに、死亡した日の属する月の前々月までに死亡した被保険者の保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あることなど。</p> <p>死亡した方に生計を維持されていた18歳になった後の最初の3月31日まで、又は1・2級の障害の状態にある20歳未満の子、あるいは、その子と生計を同一にしており、死亡した方に生計を維持されていた配偶者であること。</p> <p>【窓 口】</p> <p>各市町担当課、年金事務所（P138、139）</p>
②	<p>障害基礎年金</p> <p>国民年金加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障害が残った場合等に一定額を支給します。身体的な障害のみならず精神的な障害も対象となります。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>○ 病気やけがの初診日に国民年金の被保険者である方や被保険者であった方で日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の方が、以下の要件に該当していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に傷病が治った日に、国民年金法施行令で定める1，2級の障害の状態にあるとき。 ・初診日の属する月の前々月までに保険料納付済期間が被保険者期間の3分の2以上あること等。 <p>○ 初診日が20歳前にある場合は、20歳になったときに1，2級の障害の状態にあること。</p> <p>【窓 口】</p> <p>各市町担当課、年金事務所（P138、139）</p>
③	<p>高額療養費</p> <p>国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者が、同じ月内に、同じ保険医療機関等で支払った一部負担金の額が一定の限度額を超えたときは、その超えた額が申請により支給されます。</p> <p>ただし、保険で認められない治療費等（食事代、差額ベッド代等）は対象外です。</p>
④	<p>特別障害者手当</p> <p>身体、知的又は精神に著しく重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳以上の方に対して、手当を支給します。</p>
⑤	<p>身体障害者手帳の交付</p> <p>身体に障害のある方に、本人（15歳未満の場合は保護者）の申請により、手帳を交付しています。</p> <p>手帳の取得により、障害者支援施設への入（通）所、居宅介護の給付、更生医療の給付、補装具の交付及び修理、重度心身障害者医療費の助成、日常生活用具の給付、各種税の減免及び控除、運賃の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。</p> <p>【対象要件】</p> <p>視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に永続する障害がある方</p>

⑥	<p>精神障害者保健福祉手帳の交付</p> <p>精神疾患を有する方に、本人の申請により手帳を交付しています。手帳の取得により、各種税の減免及び控除、公共施設（県）の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引等のサービスが障害の程度に応じて受けられます。診断書作成料は有料です。</p> <p>【対象要件】 統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、発達障害、器質精神病（認知症や高次脳機能障害など）及びその他の精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があると認められた方が対象です。</p>
⑦	<p>障害福祉サービス</p> <p>障害のある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活サービスに係る給付や就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行います。</p>
⑧	<p>自立支援医療費等支給制度</p> <p>自立支援医療費等支給制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。</p> <p>具体的には、精神通院医療（精神疾患があり、通院による精神医療が継続的に必要な方）、育成医療（身体上の障害・疾患があり、手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており、障害を除去・軽減するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額が原則として1割になります。ただし、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担に上限額を設定しています。</p> <p>福祉サービスとしては、介護給付、訓練等給付等があります。また、市町の実情に応じて実施する地域生活支援事業等があります。</p>
⑨	<p>重度心身障害者医療費助成</p> <p>心身に障害のある方が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象となる障害の程度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳所持者（1級～3級） ○ 療育手帳所持者（マルA、A、マルB） <p>※ 市町によって対象者の一部負担金等が異なります。</p>
⑩	<p>乳幼児医療費助成</p> <p>義務教育就学前の児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象】 0歳～就学前までの乳幼児</p> <p>※ 市町によって対象年齢や所得制限等が異なります。</p>
⑪	<p>ひとり親家庭等医療費助成</p> <p>ひとり親家庭の父または母及びその児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方。以下「対象児童」という。）等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象児童を現に扶養している配偶者のない者及びこれに準じると認められる者 ○ 配偶者のない者に扶養されている対象児童 ○ 父母のいない対象児童 <p>※ 市町によって所得制限等が異なります。</p>

⑫	<p>精神障害者医療費助成制度</p> <p>精神障害のある方が医療保険による診療（入院に係る医療を除く）を受けた場合、その自己負担額助成を受けることができます。ただし、原則として一部負担金と所得制限があります。</p> <p>【対象となる障害の程度】</p> <p>精神障害者保健福祉手帳所持者（1級）（ただし、自立支援医療受給者証（精神通院）の所持者）</p> <p>※市町によって対象者の一部負担金等が異なります。</p>
⑬	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付金</p> <p>ひとり親家庭の父及び母やその扶養している児童などに対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、児童の就学に必要な資金などの貸付けを行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者のいない（死別、離婚、生死不明、法令による拘禁（長期）、労働能力喪失、未婚の母等）女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している方 ○ 寡婦（かつて母子家庭の母であった方）
⑭	<p>高等職業訓練促進給付金等事業</p> <p>ひとり親家庭の父または母が、経済的自立に効果的な看護師等の資格を取得するため、1年以上（令和3年4月1日から令和5年3月31日までに修行を開始する場合には6月以上）養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間について（上限48月。）毎月一定額を支給します。また、修業期間終了後に高等職業訓練修了支援給付金を支給します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の要件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること ・ 修業年限1年以上の養成機関で一定課程を修業し、対象資格取得が見込まれるもの ・ 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められるもの ・ 過去に高等職業訓練促進給付金の支給を受けていないこと <p>【対象資格】</p> <p>看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、その他</p>
⑮	<p>自立支援教育訓練給付金事業</p> <p>実施主体である地方公共団体が指定した教育訓練講座を受講したひとり親家庭の父または母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の要件に全て該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当の支給を受けているか又は、同等の所得水準にあること ・ 当該教育訓練を受講することが適職に就くために必要であると認められるものであること ・ 原則として、過去に訓練給付金を受給していないこと <p>※市町によって所得制限や一部負担金が異なります。</p>
⑯	<p>母子家庭等就業・自立支援事業</p> <p>ひとり親家庭サポートセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ひとり親家庭の父及び母（夫の暴力により母と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、やむを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。）並びに寡婦。</p>

⑰	<p>母子・父子自立支援プログラム策定等事業</p> <p>福祉事務所等において、自立が見込まれる支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークやひとり親家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>原則、児童扶養手当受給者とし、児童扶養手当受給者のうち生活保護受給者については対象外です。</p>
⑱	<p>児童扶養手当</p> <p>次のいずれかに該当する児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの児童（一定の障害がある場合には20歳未満））を監護する母、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者に対して手当を支給します。</p> <p>ただし、所得制限や年金の受給状況等による支給制限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父母が婚姻を解消した児童 ・ 父又は母が死亡した児童 ・ 父又は母が一定程度の障害の状態にある児童 ・ 父又は母の生死が明らかでない児童 ・ その他（父又は母が1年以上遺棄している児童、父又は母が1年以上拘禁されている児童、父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）
⑲	<p>特別児童扶養手当</p> <p>身体、知的又は精神に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を監護、養育している方に対して、手当を支給します。</p>
⑳	<p>障害児福祉手当</p> <p>身体、知的又は精神に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の20歳未満の方に対して、手当を支給します。</p>
㉑	<p>就学援助制度</p> <p>経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費等を就学援助費として支給します（生活保護受給者の場合は、修学旅行費及び学校病医療費のみ支給）。各市町によって、援助内容が異なるため、各市町担当課にご確認ください。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>市町内に住所を有し、小学校又は中学校等に在籍する児童生徒の保護者で、生活保護受給者又は教育委員会がそれに準じる保護者と認定した方</p>
㉒	<p>幼児教育・保育の無償化</p> <p>幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの子供の利用料が無償化されます。無償化には、対象となる要件や支給上限額がある場合があります。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>ア 幼稚園、保育所、認定こども園など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3～5歳児クラスの子供 ・ 0～2歳児クラスの市町村民税非課税世帯の子供 ・ 幼稚園、認定こども園(幼稚園部分)の満3歳児クラスの子供 <p>イ 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育</p> <p>保育の必要性があると認定を受けた子供（満3歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯に限る。）</p> <p>ウ 認可外保育施設など</p> <p>保育の必要性があると認定を受け、保育所などを利用していない子供（0～2歳児クラスについては、市町村民税非課税世帯に限る。）</p>

⑳	<p>一時預かり事業</p> <p>保護者の疾病や事故等の様々な事情により、家庭での保育が一時的に困難になった乳幼児について、昼間、保育所その他の場所で一時的に預かります。原則として利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の事情等により、家庭内において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者の傷病、事故、出産、看護、冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により緊急一時的に家庭での保育が困難になる場合 ・ 保護者の育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等、私的理由により一時的に保育が必要となる場合 ・ その他保育所が認める保護者の私的理由による場合・ 保護者の短時間の労働、就労により断続的に家庭での保育が困難になる場合
㉑	<p>児童短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により、家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>以下の事由に該当する家庭の児童、母子等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の保護者の疾病 ・ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安など身体上又は精神の事由 ・ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由 ・ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由 ・ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合
㉒	<p>児童夜間養護等（トワイライトステイ）事業</p> <p>保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。利用料が必要です。</p> <p>【対象要件等】</p> <p>保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童</p>
㉓	<p>無料法律相談</p> <p>日常生活における法律問題について、気軽に相談できるよう、弁護士や司法書士などの法律相談を無料で行っています。</p>
㉔	<p>住民票の写しや戸籍の附票の交付等の制限</p> <p>配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の方は、市区町に対して以下の支援措置の実施を申し出ること等により、加害者等への住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等について、制限を設けることとしています。</p> <p>→P37 参照</p>

(3) 広島県警察

被害の届出を最初に受けることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再犯防止等の面で犯罪被害者等と最も密接にかかわり、犯罪被害者等を保護する役割を担っています。

被害者支援員制度	
	<p>殺人、傷害、強制性交等の身体犯やひき逃げ事件、交通死亡事故等、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したとき、あらかじめ指定された警察職員（被害者支援員）が、犯罪被害者の病院の受診や実況見分時の付添い、自宅等への送迎、心配事や要望事項の聞き取りなど犯罪被害者等を支援する活動を行っています。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族 ○ ひき逃げ事件や交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者又はその遺族 <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
被害者の手引の作成・配布	
	<p>刑事手続の概要、犯罪被害者等が利用できる制度、各種相談機関・窓口について記載したパンフレット「被害者の手引（犯罪の被害にあわれた方へ）」を作成・配布しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
被害者連絡制度	
	<p>刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡をします。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
警察官による被害者訪問・連絡活動	
	<p>犯罪被害者等の再被害を予防し、その不安感を解消するため、犯罪被害者等の要望に基づきパトロールや訪問・連絡活動を実施しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
カウンセリング	
	<p>事件・事故により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対し、精神的被害を軽減するため、公認心理師及び臨床心理士の資格を有する被害者支援カウンセラーを配置して、カウンセリングを実施しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）</p>

犯罪被害給付制度	
	<p>通り魔殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族や重傷病又は障害を負わされた犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が一時金を支給し、経済的打撃の緩和を図ります。</p> <p>給付金には、次の3種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「遺族給付金」：犯罪被害者の遺族に対して、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 ・「重傷病給付金」：重大な傷害又は疾病を負った犯罪被害者に対して、保険診療による自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額を支給 ・「障害給付金」：障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者に対して、年齢や勤労による収入額等に基づいて算定した額を支給 <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 亡くなられた犯罪被害者の第一順位遺族 ○ 重傷病（加療1月以上かつ入院3日以上を要する負傷又は疾病）を負った犯罪被害者本人 ○ 障害等級第1級～14級の障害が残った犯罪被害者本人 <p>※ ただし、他の公的給付や損害賠償を受けた場合や事案の概要によっては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）</p>
診断書等の公費支出	
	<p>事件捜査上必要がある場合には、診断書料等医療機関の診断に係る費用の一部を一定の条件のもとで公費により負担しています。</p> <p>【対象要件等】 性犯罪の被害者、負傷程度が概ね全治一か月以上の身体犯の被害者</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）、</p>
再被害防止	
	<p>犯罪被害者等が再び同じ加害者から生命又は身体に関する犯罪被害を受けることを防止するため、緊急通報装置等の貸出や防犯指導等を実施しています。</p> <p>【対象要件等】 再被害を受けるおそれが大きく、再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>
性犯罪被害者への支援	
	<p>本人の希望に応じた性別の警察官による事情聴取、性犯罪被害相談窓口の設置、証拠採取における配慮、初診料、診断書料等の経費の一部負担、交番における女性被害相談所の設置等を行っています。</p> <p>【窓口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110（代）又は各警察署（P69）</p>

犯罪被害少年への支援	
	<p>被害少年の精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援するため、少年相談窓口を設置し、専門職員等による助言指導やカウンセリングによる支援等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部少年対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69） 少年サポートセンターひろしま 082-242-5110 午前9時～午後6時（土日祝，年末年始を除く） 少年サポートセンターふくやま 084-925-7011 午前10時～午後6時（土日祝，年末年始を除く）</p>
児童虐待への対応	
	<p>こども家庭センター（児童相談所）等の関係機関との連携と役割分担の下で、虐待被害児童の早期発見保護に当たったり、専門職員による虐待被害児童の心理に配慮した聞き取り調査や保護者からの相談を受理し助言指導を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部少年対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
暴力団犯罪の被害者への支援	
	<p>暴力団犯罪による被害の回復を図るため、被害者からの申出に基づいて、暴力団への連絡や連絡先の教示、被害回復交渉についての助言、被害回復交渉を行う場所としての警察施設の供用等の必要な支援を行っています。</p> <p>また、暴力団により危害を加えられるおそれがある場合に、緊急通報装置の貸出、一時避難場所の確保等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部刑事部組織犯罪対策第二課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
交通事故被害者への支援	
	<p>交通事故被害者等からの相談に応じて、被害者支援・救済制度、手続等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部交通部交通指導課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
配偶者からの暴力事案に対する対応	
	<p>被害者が裁判所に保護命令の申し立てをした際、裁判所からの請求により書面を提出したり、被害者への防犯指導等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>
ストーカー事案に対する対応	
	<p>つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政措置、ストーカー行為に対する事件対応のほか、被害者が自ら被害を防止するための措置を教示するなどの援助措置等を行っています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部生活安全部人身安全対策課 082-228-0110（代） 又は 各警察署（P69）</p>

司法解剖に関する経費の公費負担	
	<p>司法解剖が行われた場合、遺体検案書料及び遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を一定の条件の下、一部公費で負担しています。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110 (代) 又は 各警察署 (P69)</p>
ハウスクリーニング費用の公費負担	
	<p>自宅が殺人事件等の現場になり、清掃業者に自宅の清掃を依頼した場合、掛かった費用について一部補助が出る場合があります。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110(代)</p>
カウンセリング費用の公費負担	
	<p>精神科医又は部外の臨床心理士によるカウンセリング費用の一部を一定の条件の下、公費負担できる場合があります。</p> <p>【窓 口】 広島県警察本部警務部警察安全相談課被害者支援室 082-228-0110(代)</p>

各種相談窓口

名 称 等	電 話 番 号
警察安全相談電話 (犯罪・防犯など警察で対応できる問題についての相談)	082-228-9110 ※ プッシュ回線は、局番なしの # (シャープ) 9110
性犯罪相談電話 (性犯罪被害に関する相談) 全国共通の短縮ダイヤル「ハートさん」	082-222-1989 #8103
鉄道警察隊 ちかん被害相談所 (鉄道でのちかん被害相談)	082-263-0300
暴力団離脱者更生相談電話	082-222-1818
ヤングテレホン広島 (少年についての悩み相談)	082-228-3993
悪質商法相談電話 (悪質商法やヤミ金融に関する相談)	082-221-4194
覚せい剤相談電話 (覚せい剤に関する情報提供及び相談)	082-227-4989
サイバー110番 (サイバー犯罪に関する相談)	082-212-3110

※ 月～金曜日の8:30～17:15

(祝休日、12月29日～1月3日及び上記以外の時間は担当者以外が対応する場合があります。)

〈警察署一覧〉

名 称	住 所	電話番号
広島中央警察署	〒730-0011 広島市中区基町 9-48	082-224-0110
広島東警察署	〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-4-22	082-506-0110
広島西警察署	〒733-0833 広島市西区商工センター4-1-3	082-279-0110
広島南警察署	〒734-0003 広島市南区宇品東 4-1-34	082-255-0110
安佐南警察署	〒731-0113 広島市安佐南区西原 9-3-20	082-874-0110
安佐北警察署	〒731-0221 広島市安佐北区可部 4-14-13	082-812-0110
佐伯警察署	〒731-5156 広島市佐伯区倉重 1-26-1	082-922-0110
海田警察署	〒736-0051 安芸郡海田町つくも町 1-45	082-820-0110
廿日市警察署	〒738-0015 廿日市市本町 1-10	0829-31-0110
大竹警察署	〒739-0613 大竹市本町 1-8-10	0827-53-0110
山県警察署	〒731-3501 山県郡安芸太田町大字加計 3760-1	0826-22-0110
呉警察署	〒737-0811 呉市西中央 2-2-4	0823-29-0110
広島警察署	〒737-0141 呉市広大新開 1-5-6	0823-75-0110
江田島警察署	〒737-2122 江田島市江田島町中央 4-13-1	0823-42-0110
東広島警察署	〒739-0014 東広島市西条昭和町 4-11	082-422-0110
竹原警察署	〒725-0026 竹原市中央 1-1-13	0846-22-0110
福山東警察署	〒720-8531 福山市三吉町南 2-5-31	084-927-0110
福山西警察署	〒729-0112 福山市神村町 3106-1	084-933-0110
福山北警察署	〒720-2107 福山市神辺町大字新道上字 3-14	084-962-0110
尾道警察署	〒722-0014 尾道市新浜 1-7-34	0848-22-0110
三原警察署	〒723-0052 三原市皆実 3-2-6	0848-67-0110
府中警察署	〒726-0002 府中市鶴飼町 542-3	0847-46-0110
三次警察署	〒728-0012 三次市十日市中 2-6-6	0824-64-0110
庄原警察署	〒727-0012 庄原市中本町 1-3-8	0824-72-0110
安芸高田警察署	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 1204-2	0826-47-0110
世羅警察署	〒722-1121 世羅郡世羅町大字西上原 427-1	0847-22-0110

■ 広島県警察本部 警務部 警察安全相談課 被害者支援室

〒730-8507 広島市中区基町 9-42 電話 082-228-0110 (代)

広島県警察ホームページ (犯罪被害相談)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/>

(4) 第六管区海上保安本部

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

犯罪の被害を受けた方々のための支援は、各海上保安部署の犯罪被害者等支援主任者を中心として、事件発生直後から必要な措置をとる体制にあります。

※対象要件は

海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者又はその家族

被害者連絡制度	
	事件担当捜査員が捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況を犯罪被害者等の方々へ連絡するとともに、犯罪被害者等が求める情報について、捜査上支障のない範囲で連絡を実施しています。
犯罪被害者等支援制度	
	各海上保安部署において、犯罪被害者等の支援を専門的に実施する犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部及び各海上保安署に配置し、事件発生直後から犯罪被害者等の方々への付添い、必要な助言、具体的な支援の説明等を行います。
解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度	
	司法解剖後の犯罪被害者の遺体について、遺族宅まで搬送する際の費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用を一部公費で負担しています。 【対象要件】 海上犯罪における身体犯若しくは海上交通死傷事故等の被害者の遺族
その他の支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪被害者等の安全確保 犯罪の手口、動機、組織的背景、被疑者と犯罪被害者等との関係、被疑者の言動等の状況から犯罪被害者等に更に被害が及ぶおそれがある時は、被疑者等に当該犯罪被害者の氏名などを告げないようにするほか、必要に応じ犯罪被害者等の保護のための措置を講じます。 ○ 女性被害者への配慮 性犯罪等に係る女性被害者の捜査過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、女性海上保安官による事情聴取や付添い等を行っています。

〈第六管区海上保安本部 犯罪被害者等支援窓口〉

海上保安部署等	住 所	電 話
第六管区海上保安本部 総務課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-251-5111(代) 内線 2121
広島海上保安部管理課	〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17	082-253-3112
呉海上保安部管理課	〒737-0029 呉市宝町 9-25	0823-21-0123
尾道海上保安部管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 27-13	0848-22-2108
福山海上保安署	〒721-0962 福山市東手城町 2-18-3	084-943-5950

■ 第六管区海上保安本部

〒734-8560 広島市南区宇品海岸 3-10-17

電話 082-251-5111 (代) FAX 082-251-5224

ホームページ <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/>

※ リーフレット「犯罪被害者等への支援について」(海上保安庁)を作成しています。

ホームページはこちらをご覧ください。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihighai/shien.html>

(5) 法テラス広島 (日本司法支援センター広島地方事務所)

平成 18 年 4 月に、総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人です。

法テラスでは、犯罪被害者等が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、

- 刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供
- 犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内
- 事案により犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

を行っています。

法テラス・サポートダイヤル (犯罪被害者支援ダイヤル)

犯罪被害者支援の知識・経験を持った専門の担当者が、相談窓口や法制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介に関する情報提供を行っています。

※ 料金は、無料です。

【窓 口】

電話 0120-079714 (「なくことないよ」)

利用時間 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

※ 祝休日と年末年始(12月29日から1月3日まで)は休業日

※ IP 電話からは、03-6745-5601

※ 金銭の貸し借りや相続等、様々な法的トラブルについては、一般ダイヤル(0570-078374「おなやみなし」)も設け、情報提供しています。

国選被害者参加弁護士の選定に関連する業務

刑事裁判への参加を許可された被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定請求を受け、その意見を聴いた上で、国選被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行います。

【対象要件】

- 被害者参加制度対象事件により被害を受けた被害者やその直系親族等で、裁判所から刑事裁判への参加を許可された方(被害者参加人)であること
- 資力(現金・預金等)に関する基準額(200万円未満)に該当すること(6か月以内に犯罪行為を原因として治療費等の費用を支出する見込みがあれば、その費用は資力から控除します。)

民事法律扶助業務	
	<p>民事裁判等手続に関する援助として対象要件を満たす場合は、無料で法律相談を行い、必要に応じて審査を経て、弁護士費用等の立替えを行います。</p> <p>※ 費用は、原則として毎月分割で償還（返済）していただきます（無利息）。</p> <p>【対象要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 収入等が一定額以下であること ○ 勝訴の見込みがないとはいえないこと （法律相談については、この要件は不要です） ○ 民事法律扶助の趣旨に適すること <p>【窓 口】</p> <p>電話 0570-078352（ナビダイヤル） 0503383-5483（I P 電話）</p> <p>面接（相談）日時 火・木曜日 13:30～16:50</p> <p>※ 事前予約が必要 相談日の前の週の月曜日（休日の場合は翌平日）より先着順で予約受付</p> <p>※ 火曜日・木曜日が祝休日の場合、相談はありません</p>
日弁連委託援助業務	
	<p>告訴・告発、事情聴取同行、マスコミ対応、示談申入れへの対応等、刑事手続、少年審判等手続及び行政手続に関して、人権救済の観点から弁護士費用等の援助を行います。</p> <p>※ 申込みは、法テラスと契約締結した弁護士を通じて行う必要があります。 また、要した費用について、負担をしていただく場合があります。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等の被害を受けた方やその家族 ○ 収入等の要件に該当すること ○ 弁護士に依頼する必要性・相当性があること
DV等被害者法律相談援助業務	
	<p>特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがあると認められる方に、被害防止に関して必要な法律相談を実施する業務を行います。</p> <p>※ 資産基準を超える場合、相談料 5,500 円の負担あり。</p> <p>【対象要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定侵害行為を現に受けている疑いがあること ○ 特定侵害行為による被害の防止に関して必要な法律相談であること ○ DV等被害者法律相談援助業務の趣旨に反しないこと

■ 法テラス広島（日本司法支援センター広島地方事務所）

〒730-0013 広島市中区八丁堀 2-31 広島鴻池ビル 1階

電話 0570-078352（ナビダイヤル） 0503383-5485（I P 電話）

ホームページ <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/hiroshima/>

（法テラス）<https://www.houterasu.or.jp/>

□ コールセンター（犯罪被害者支援ダイヤル） 0120-079714 「なくことないよ」

(6) 公益社団法人 広島被害者支援センター

(民間被害者支援団体, 全国被害者支援ネットワーク加盟団体)

犯罪被害者等に対して様々な支援を行っており、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性等についての広報啓発活動も行っています。

また、平成19年12月に、広島県公安委員会から、犯罪被害者支援を適正かつ確実に行うことのできる営利を目的としない法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

電話相談・面接相談	
	<p>相談員（被害者支援について専門的な研修を積んだ者）による継続的な相談対応を行っています。必要に応じ、警察や検察庁等の支援機関の情報提供・紹介を行います。</p> <p>面接相談（予約制）は、まずは電話相談をしていただき、希望される場合は、弁護士や臨床心理士等の専門家が対応します。</p> <p>【窓 口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電話 082-544-1110 受付時間 月～土曜日、9:00～17:00 ※ 祝祭日、8月13日～16日、12月28日～1月4日を除く。 ○ 地区相談室 相談員による面接相談（予約制）を行います。 ※ 申し込み、問い合わせは、公益社団法人広島被害者支援センター（電話 082-544-1110） <ul style="list-style-type: none"> ・ 東部地区相談室 相談日 : 原則毎月第2火曜日 13:00～16:00 場 所 : 福山市役所本庁舎1階市民相談室（福山市東桜町3-5） ・ 南部地区相談室 相談日 : 原則毎月第2金曜日 13:00～16:00 場 所 : 呉市役所1階人権センター相談室（呉市西中央四丁目1-6）
直接的支援	
	<p>自宅訪問、警察署・病院・検察庁・裁判所への付添いや日常生活の支援等を必要に応じて行っています。</p>
自助（被害者）グループへの支援	
	<p>同じような被害に遭われた方同士の交流場所の提供や活動の支援を行っています。</p>

■ **公益社団法人 広島被害者支援センター**

〒730-0031 広島市中区紙屋町2丁目2-18 サンモール5階

電話 082-245-6667 FAX 082-245-6668

ホームページ <http://www13.plala.or.jp/vach2-13/>